### 事前登録手続について

## 前橋地方検察庁

## 1 事前登録対象者等

当庁の定例記者会見等に参加するためには事前の登録を必要とします。 この事前登録は、下記①ないし⑥の会員社(以下「各会員社」という。) に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者において行うことができます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態 を有すると認められる者
- ⑧ 以上のほか, ①ないし⑦に該当しない記者で, 上記の各会員社が発行 する媒体に署名記事等を提供するなど, 十分な活動実績・実態を有する と認められる者

なお、各会員社に所属する記者の事前登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、事前登録した記者であっても、抽選又は受付順等の適宜の方法で参加人員を限らせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 2 申請方法

- (1) 申請者は以下の書類のすべてを郵送にて、前橋地方検察庁検察広報官 あてに登録希望日の1週間前までに提出してください。(例えば、記者 会見当日に登録申請をされてもその日の会見出席には応じられません。)
- ア 登録申請書(※登録申請書はホームページを参照)

- イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は 社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証 の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分(氏名及び生年月 日)を証明できるものの写し(いずれもカラーコピーでお願いします。)。 なお、上記各証明書に顔写真が添付されてない場合又はその写しの顔 写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真(4.5 cm×3 cm)1枚 を添付。
- ウ 同⑦に該当するとして申請する記者は、下記アに掲げるもの、同⑧に 該当するとして申請する記者は、下記ア及びイに掲げるもの
  - (ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事 等(少なくとも毎月当たり1記事,計3記事以上)の写し
  - (イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて, 当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した 証明書(※証明書のひな形はホームページを参照)
- (2) 既に他の検察庁へ登録済の記者については、下記ア、イの書類を郵送にて、前橋地方検察庁検察広報官あてに提出してください。

#### ア 登録申請書

- イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は 社員証等の写し、上記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証 の写し、また、同⑧に該当する記者については、身分(氏名及び生年月 日)を証明できるものの写し(いずれもカラーコピーでお願いします。)。 なお、上記各証明書に顔写真が添付されてない場合又はその写しの顔 写真が鮮明でない場合は、各証明書に加えて顔写真(4.5 cm×3 cm)1枚 を添付。
- ウ 必要に応じて、別途必要書類の提出を求める場合がありますので、ご 承知おき願います。
- (3) 本事前登録の申請は、随時、受け付けています。

### 3 登録手続完了のお知らせ

上記登録を行った結果については、当庁登録対象者として認められたか否 かを問わず、適宜の方法で、その旨お知らせします。

## 4 連絡用メールアドレスの登録

臨時記者会見については、通常、開催1時間前にその旨を通知することとしますが、各会員社に所属する記者については、当該会員社あてに、上記1 ⑦及び⑧に該当する記者については、当該各記者あてに、原則としてメールでお知らせする予定です。

ついては、各会員社は、各社使用の特定のメールアドレスを、同⑦及び®に該当する記者は、自己使用の特定のメールアドレスを登録していただく必要があります。その手続については、登録が認められた方に後日お知らせいたします。

### 5 登録の更新手続について

各年度ごと,当庁において年度当初に登録の更新手続が必要となりますので,既に登録していただいている記者で,翌年度への登録の更新を希望される場合は,前橋地方検察庁検察広報官へお申し出ください。

## 6 記者会見等への参加手続

記者会見への具体的な参加手続等については、当庁ホームページ、電話又はメール等、適宜の方法によりお知らせします。

# 7 登録申請書郵送及び問い合わせ先

群馬県前橋市大手町3-2-1

前橋地方検察庁 検察広報官 あて

電話 027-235-7803 (直通)

(メール・FAXでの問い合わせには応じておりません。)

以上